

## 一般社団法人東京都はり灸マッサージ師会として

### 緊急事態宣言をどう受け止めるのか 2020.4.6.

(音声読上げソフトが使用できるよう一連のテキストデータにまとめました。  
文末に一か所だけ画像を含みます。)

会員各位

先日、師会ホームページに「感染しない」「感染させない」心構えというテーマで注意喚起を掲載いたしました。引き続き、国の「緊急事態宣言」を前に、情報をご紹介します。尚、重複する内容が含まれておりますが、各機関や学会等における共通認識とご判断いただきたいと存じます。

日本は、国が権力を行使し一方的に国民の言論や行動を束縛することに対しとても敏感で、今回の「緊急事態宣言」においても、海外のロックダウンと異なり、国民一人一人の良識や倫理観にゆだねる形で宣言が示されることでしょう。

とりわけ医療・介護の世界では患者様、ご利用者様のご容態やご家族の有無、ご家族のご意向など個別具体的な対応が求められるケースがほとんどであり、また、健康維持に加え生命維持にまで影響が及ぶ可能性が想定されます。つきましては、患者様やご利用者様ご本人はもとより、ご家族、かかりつけ医、ケアマネージャーさんと慎重にご相談いただきまして、今後の施術に関する判断は施術管理者を中心に会員各人にゆだねるほかありません。

会員の皆様におかれましてはご一読いただき、万一皆さまに該当事例がありました折には対応をよろしくお願いいたします。

また、後半には資金繰り対策情報を掲載しております。

まずは「ウイルスの定義」を簡単にご紹介し、参考にしていただけると幸いです。

「ウイルス」というもの(正確には生き物の定義に当てはまらず)は、他の生物の細胞の中でしか増殖ができません。したがって、保菌者(キャリア)の体内で免疫が作られた時点で、ウイルスは死滅(不活化)することになります。つまり保菌者に免疫(抗体)ができてさえしまえば他の人への感染がおきりませんので、感染した方が潜伏期間を経て発症し、免疫ができるまでの約1か月から1か月半、行動の制限によって感染の連鎖を断つことができれば感染拡大を終息させることができます。このような意図を踏まえまして、今後の行動をご検討ください。

今後更に状況が変化した際には、改めて情報提供させていただきます。

それでは、感染予防のほか、施術師及び患者様、ご家族等に感染が及ぶ場合を想定して対策をまとめてみましたので参考にしてください。

## 1 自分と家族が感染しないために

### 【家の中にウイルスを持ち込まない】

- ・アルコール及び石鹼(界面活性剤)で ウイルスを不活化(感染しない状態)にできる  
中性洗剤(0.5%の希釈液で「100万個」のSARSウイルスを退治できる消毒効果)
- ・ドアノブなどのふき掃除には → 家庭用の中性洗剤が使える
- ・消毒液の作りかた → 約1ℓのぬるま湯に5~10cc程度以上の台所洗剤を加える
- ・次亜塩素酸ナトリウム(漂白剤：水1ℓにキャップ1杯程度) → 効果あり 中性洗剤でも良い

### 【他の対策】

- ・服は通常でOK
- ・上着・かばんも過度の心配は不要  
(自分しか使っていない衣類や物を介した感染は考えにくい)
- ・うがいの効果は不明
- ・加湿の効果は不明
- ・タオルを家族で使ってOK(家族に疑わしい症状が出たら分ける)

## 2 【外出中に感染しないために】

### マスクが無い時はどうする？

- ・布製マスクの効果は ハンカチと同じ 咳エチケットとして使う
- ・布製マスクの洗い方は ハンカチと同じ 通常でOK
- ・マスクの効果は 感染した人がウイルスを拡散するのを防ぐもの
- ・予防の効果は限定的 目からも感染の可能性 手で目・鼻・口を触れることで感染する  
無意識に触ってしまうので注意！
- ・外出で避けるべき場所は 空気が入れ替わりにくい場所で 多くの人が近くで話続ける  
ような環境(3密：密閉、密集、密接を避ける)
- ・空気の入れ替えができていない場所は怖がりすぎなくてもよい
- ・満員電車ですり革、手すりを握っても大丈夫？ → 顔を触らないように注意・十分な  
手洗いを
- ・満員電車ですり革を開けて換気をした方がいい？ → 可能であれば窓を開けて換気を

## 3 高齢の親が家に閉じこもっていて心配

- ・屋外で感染することは考えにくい
- ・適度な運動、バランスの良い食事、十分な睡眠で抵抗力をつけることの方が大切

#### 4 自分と家族が疑わしい症状が出た場合 どうすればいい？

風邪・インフルエンザとの見分け方は？ → 見分けるのは難しい

4日間 様子を見ないといけない？ → つらい時には相談を

【相談の目安】 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上  
(高齢者・基礎疾患のある人などは2日程度)  
強いだるさ 息苦しき

#### 【一般相談窓口】

- ・かかりつけ医
- ・新型コロナコールセンター： 0570-550571 9時から21時まで 土日休日を含む
- ・都道府県・保健所等による電話相談窓口
- ・帰国者・接触者相談センター
- ・厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 0120-565653  
受付時間 9時00分~21時00分(土日・祝日も実施)

上記に電話相談し指示に従う

【家族に具合の悪い人が出たら】・・・気を付けるポイントは  
基本的にインフルエンザの時と同じ

- ・具合の悪い人は別室に
- ・本人と世話をする人はマスクを
- ・換気をする
- ・食事は 別の部屋で 食器の共有を避ける
- ・洗濯は 一緒にOK
- ・入浴は 入る場合は具合の悪い人が最後 触れたところは掃除

#### 【重症化しやすい人は】

- ・高齢者
- ・基礎疾患のある人

#### 5 【施術所における感染防止対策】

##### ①【院内感染防止対策法】

施術所内は金属部分、手指の接触が起こりえる場所を

- ・消毒用アルコール、
- ・次亜塩素酸ナトリウム溶液(希釈液)、
- ・中性洗剤(0.5%の希釈液で「100万個」のSARSウイルスを退治できる消毒効果)  
を含ませたペーパータオルなどで清拭  
その他施術所内消毒作業を実施

実施記録をつけることが望ましい。

※ 1 自分と家族が感染しないために【家の中にウイルスを持ち込まない】を参照

② 【施術者・従業員に感染を疑われる場合】

a) 施術者並びに院内従業員に 37.5℃以上の発熱、咳嗽、咽頭痛、倦怠感などの感冒様症状が出現した場合は、

施術管理責任者に報告すると共に

4日間、自宅療養（厚労省推奨）。その間に症状が悪化した場合は4日を待たずに

一般相談窓口にご相談して指示に従う

- ・新型コロナコールセンター： 0570-550571 9時から21時まで 土日休日を含む
- ・最寄りの保健所

注1)医療機関でPCR検査結果が陰性の場合：感染初期でウイルス量が少ない場合、偽陰性の可能性が否定できない。4日間の自宅療養を推奨する。

注2) 管理者及び従業員は、自宅及び施術所内感染状況（家族の発熱など）を施術管理に報告。「4 自分と家族が疑わしい症状が出た場合 どうすればいい？」を参照して同様の症状が出なければ、管理者の指示のもと業務復帰。

b) 施術者・従業員(事務職含む)が陽性。入院となった場合

施術者・事務員が指定医療機関に於いてPCR検査等の結果陽性診断を受けた場合、症状によって自宅療養のほか入院加療となる。

保健所の指示に従い施術者、従業員(事務職含む)の濃厚接触の可能性のある患者情報、連絡先の提出指示に従い、あわせて施術所内、及び施術所外に感染事例があった事を掲示、当該施術者、従業員(事務職含む)が発熱をした日から数えて14日の施術所閉所を実施する。

感染のない施術者は施術所内の消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒作業を実施、閉鎖中の施術所への来所をひかえ、自らの検温結果を管理責任者に報告。発熱、咽頭痛、倦怠感がある場合は、施術管理者に報告の上、上記相談センターに連絡、指示を仰ぎ指定医療期間に通院する。

※療養費などによる訪問施術担当者の感染に於いても同様とする。

② 【施術者以外の関係者に感染事例があった場合】

c) 患者様に陽性事例があり、無症状時、症状発生時を問わず、施術所に通院が確認された場合

保健所、県担当から濃厚接触の可能性のある場として通知があり得る。

その場合、当該患者様来院時刻に合わせた従業員全て、当該患者の施術以降、同一ベッドを利用した患者様への電話による連絡、注意喚起を実施、従業員の健康状態のモニタリングを実施。

施術所内の消毒用アルコール、又は次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を即時実施、基本的には営業の停止は、保健所のアドバイスにしたがい、従業員に発熱など症状がなければ施術所の運営を開始。

※療養費などによる訪問施術担当者の患者様感染に於いても同様とする。

#### d) 従業員親族に感染を疑われる事例があった場合

従業員親族に長引く発熱、倦怠感などがあり、37.5度以上の発熱が4日間（高齢者、基礎疾患をお持ちの方は2日間）以上あった場合は上記相談センター窓口に相談し、指示があれば指定医療機関を受診。検査を実施。陰性の場合、従業員本人の発熱がなければ、通常通勤復帰させる。念のため、当該従業員との接触があった患者様を抽出し、管理責任者から情報提示し、当該接触者の発熱などに注意喚起を実施。

※療養費などによる訪問施術担当者の感染に於いても同様とする。

### 【相談 受診の目安】

#### 6 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

- ① 相談・受診の前に心がけていただきたいこと
  - ・ 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
  - ・ 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- ② 相談センターに御相談いただく目安
  - ・ 以下のいずれかに該当する方は、相談センターに御相談ください。  
風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
  - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、相談センターに御相談ください。

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方、透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

#### (妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに相談センターに御相談ください。

#### (お子様をお持ちの方へ)

小児については、大人と同様の対応をお願いします。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

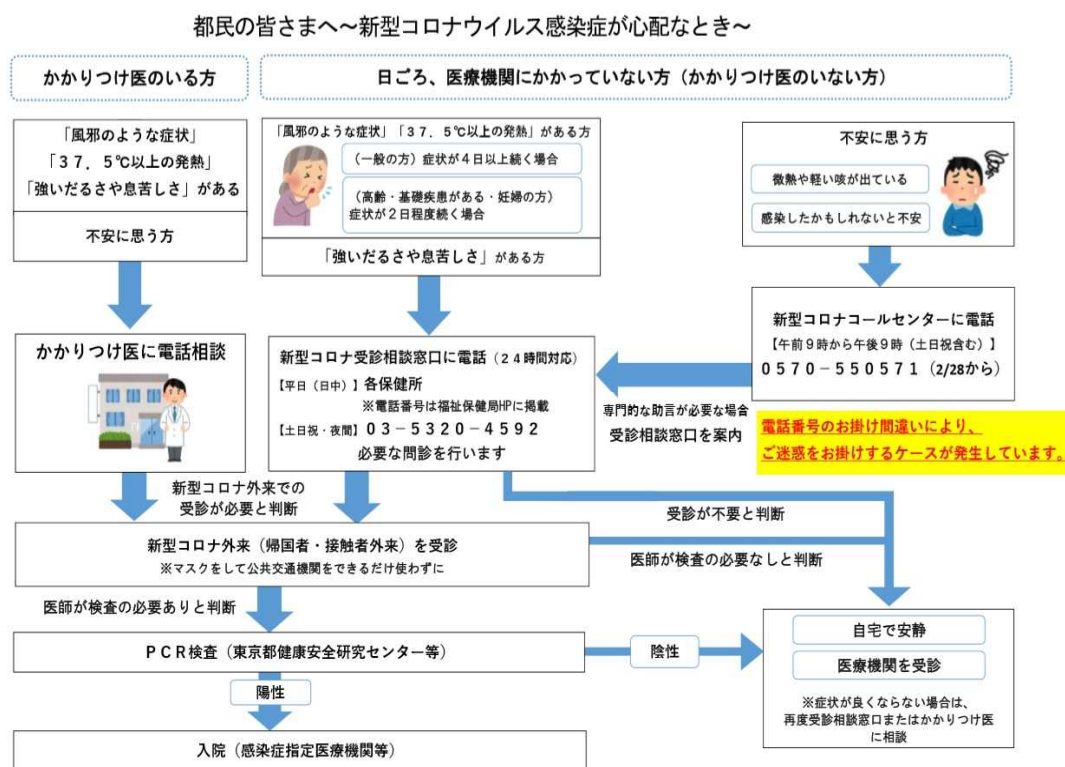
## 7 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- ・ 相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- ・ 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

相談センター：①不安に思う方は **新型コロナコールセンター 0570-550571**

②風邪のような症状があるかた **各保健所**

土日祝夜間 **03-5320-4592**



## ○ 資金繰り 経営環境の整備に関する窓口情報

【経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 HP 特設ページ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf> (PDF 資料)

【経済産業省 相談窓口一覧】

[https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan\\_madoguchi.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html)

【フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口】

資金繰りに関する相談

<窓口>

産業労働局金融部金融課 ☎ 03-5320-4877

【無利子 無担保融資の相談】

日本政策金融公庫

・平日 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

・土日祝日 日本政策金融公庫：0120-112476 (国民生活事業)、0120-327790 (中小企業事業)

【特別利子補給制度】

中小企業金融相談窓口(個人事業主を含む)

03-3501-1544 ※平日・休日 9時00分～17時00分

【個人向け緊急小口資金等の特例】

お住いの市町村社会福祉協議会(社協)

【国税の納付の猶予制度】

国税庁で検索

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)